

Ⅱ 就労による経済的自立が可能な社会に関する数値目標設定指標の動向

「憲章」では、「就労による経済的自立が可能な社会」、つまり、経済的自立を必要とする者、とりわけ若者が、いきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに

関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤の確保ができる社会を、仕事と生活の調和が実現した社会の3つの具体的な姿の1つ目として掲げています。

＜数値目標＞

①就業率

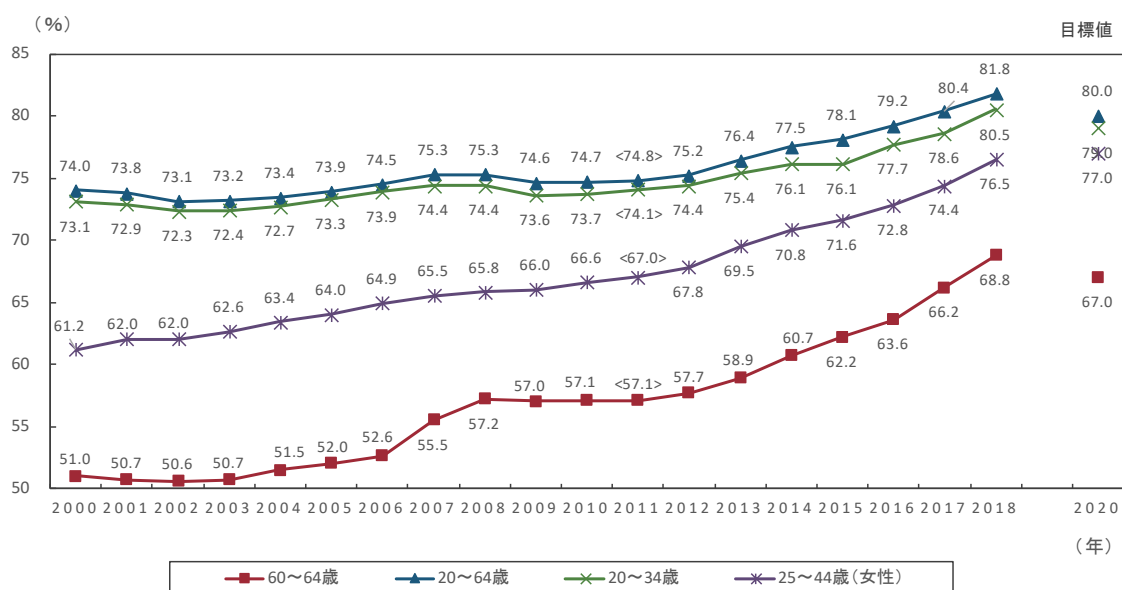
20～64歳の就業率は、2009年にやや低下しましたが、2010年以降おおむね上昇傾向にあり、2018年は81.8%となっています。

20～34歳の若年層の就業率は2010年以降おおむね上昇傾向にあり、2018年は80.5%となっています。

25～44歳の女性の就業率は、有配偶の女性の就業率の上昇等から長期的には上昇傾向が続き、2018年は76.5%となっています。

60～64歳の就業率は、高齢者雇用確保措置の進展等により2003年から2008年まで上昇した後は横ばいとなっていました、2012年以降連続で上昇し、2018年は68.8%となっています(図表3-2-1)。

【図表3-2-1 就業率】



(備考)

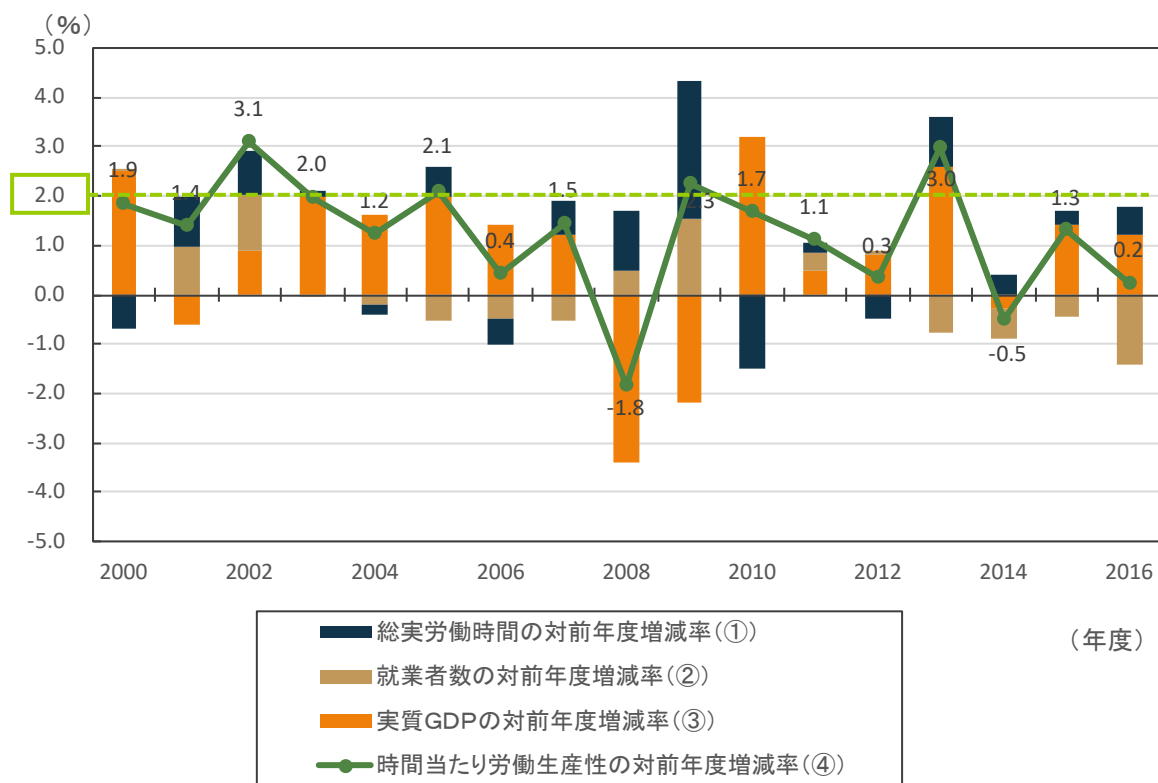
1. 総務省「労働力調査」(基本集計)(5歳階級)より作成。
2. 就業率とは、15歳以上人口に占める就業者の割合である。
3. 2011年の数値(<>で表示)は、総務省が補完的に推計した値を用いている。

②時間当たり労働生産性の伸び率

これまでの対前年度の時間当たり労働生産性の上昇率を見ると、景気の急激な悪化の影響を受けた 2008 年度の大きな落ち込み後は 5 年連続でプ

ラスの伸びとなり回復がみられました。2014 年度は、前年度比マイナス 0.5%になったものの、2015 年度は前年度比 1.3%まで回復しました。2016 年度は前年度比 0.2%となっています(図表 3-2-2)。

【図表 3-2-2 時間当たり労働生産性(実質)の対前年度の伸び率】



(備考)

1. 内閣府「国民経済計算」(連鎖方式)、総務省「労働力調査(基本集計)」(年度平均)、厚生労働省「毎月勤労統計調査」(5人以上事業所)より作成。
2. 実質GDPは、2017年10～12月期 1次速報(2018年2月14日公表)の各年度値による。
3. 「時間当たり労働生産性＝実質GDP／(就業者×一人当たり平均総実労働時間)」から対前年度増減率で表示すると、「時間当たり労働生産性増減率(④)＝実質GDP増減率(③)－(就業人口増減率(②)＋一人当たり平均総実労働時間増減率(①))」となるため、グラフ上は①及び②は符号を逆にして示している。
4. 総実労働時間は、2011年3～5月分について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に、一部調査の中止や有効回答率の低下という東日本大震災による影響が出ている。
5. 就業者数は、2011年3～8月分について、総務省統計局による補完推計値を用いて年度値を算出している。

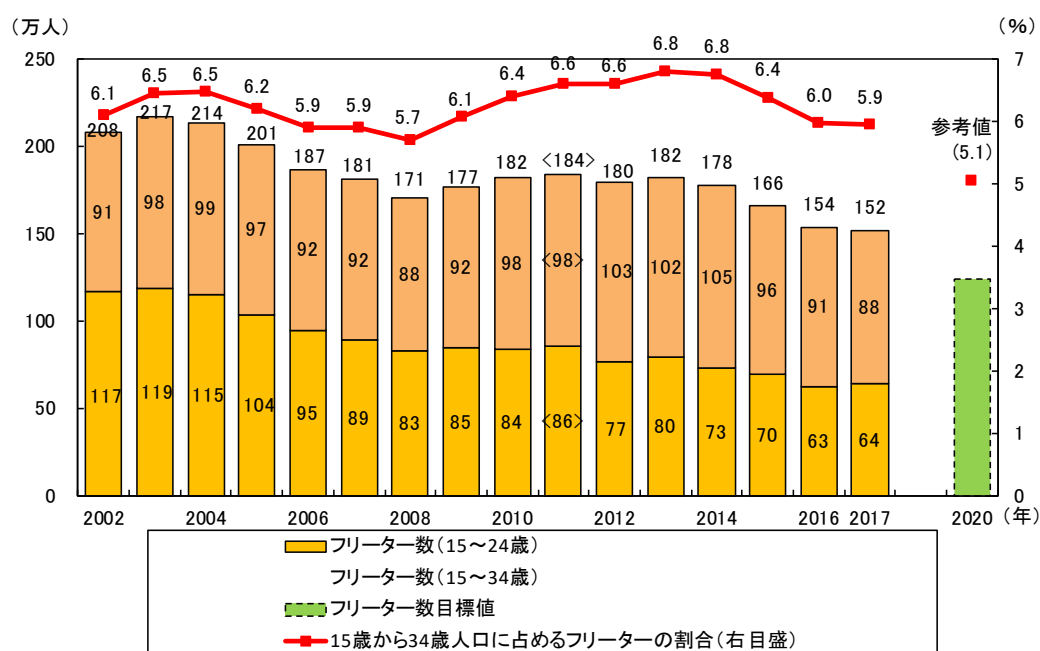
③フリーターの数

フリーター（15～34歳のパート・アルバイト及びその希望者）の数は、2004年以降5年連続で減少しましたが、2009年に増加に転じ、2010年以降は、おおむね横ばいか減少傾向で推移しており、2017年は前年と比べて2万人減少の152万人となっています。同時期について、内訳を見ると、15

～24歳の年齢層では減少傾向であり、25～34歳の年齢層では2009年以降は増加傾向でしたが、2015年以降は減少しています。

また、15～34歳人口に占めるフリーターの割合は、2017年は前年に比べ減少し5.9%となっています（図表3-2-3）。

【図表3-2-3 フリーターの数と推移】



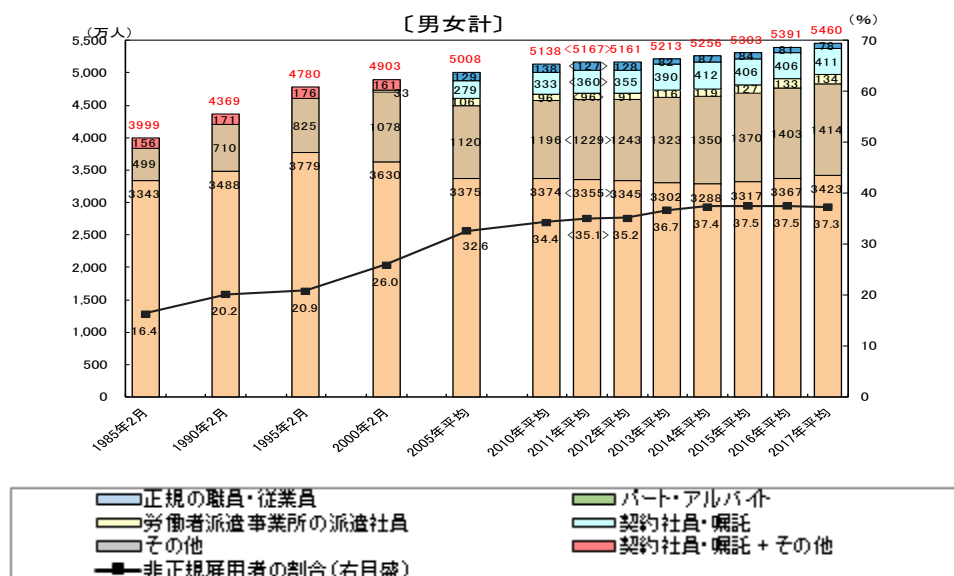
(備考)

- 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。
- 数値は、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。
- 2011年の数値<>は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。
- 2020年の数値()は、15歳から34歳のフリーター数を124万人と想定し、当該人口に占めるフリーターの割合を、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」(出生中位・死亡中位)による2020年の将来推計人口より算出している。

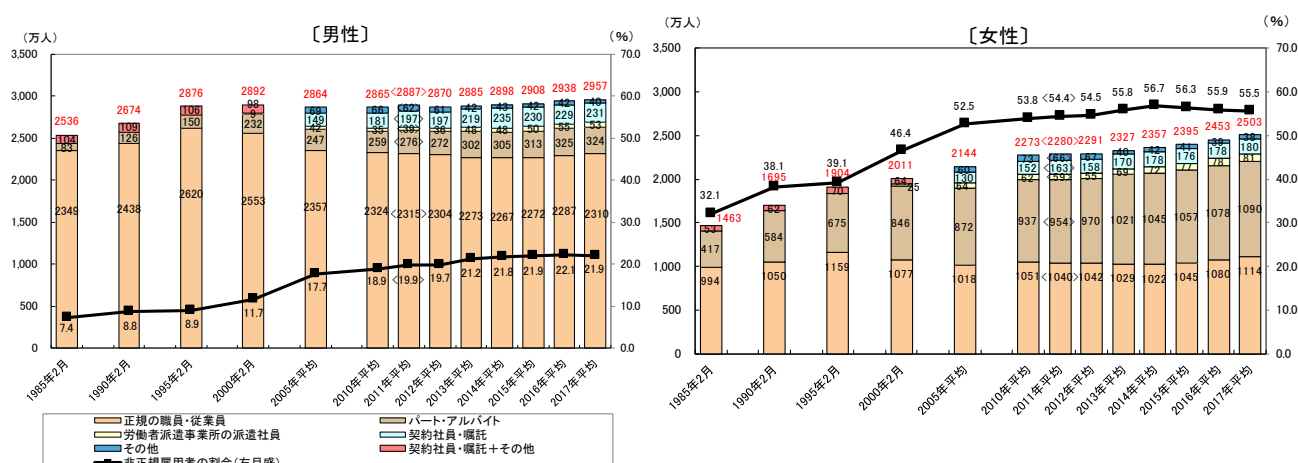
1. 非正規雇用の労働者をめぐる状況

役員を除く雇用者に占めるパート・アルバイトや契約社員など非正規の職員・従業員の割合は、男女ともに長期的に高まっており、2017年平均で

【図表3-2-4-① 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移】



【図表3-2-4-② 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移(性別)】



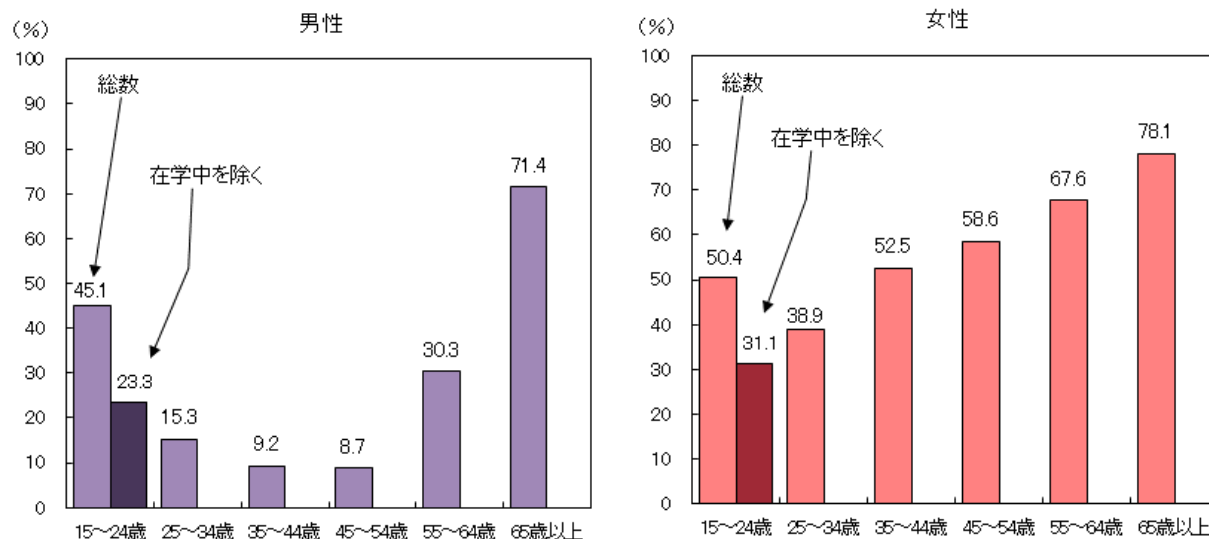
(備考)

- 1985年から2000年までは総務省「労働力調査特別調査」(2月分の単月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。
- 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
- 「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。
- 非正規の職員・従業員の割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。
- 2011年の<>内の実数・割合は、総務省が補完的に推計した値を用いている。

雇用者に占める非正規の割合を男女・年齢階級別に見ると、女性では、25～34歳を底に年齢階級が上がるほど、上昇しています。男性では15～24歳と55～64歳以降で高くなっています（図

表3-2-5）。また、フリーター期間が6か月以内に比べ3年以上では正社員への転換が低下している傾向にあります（図表3-2-6）。

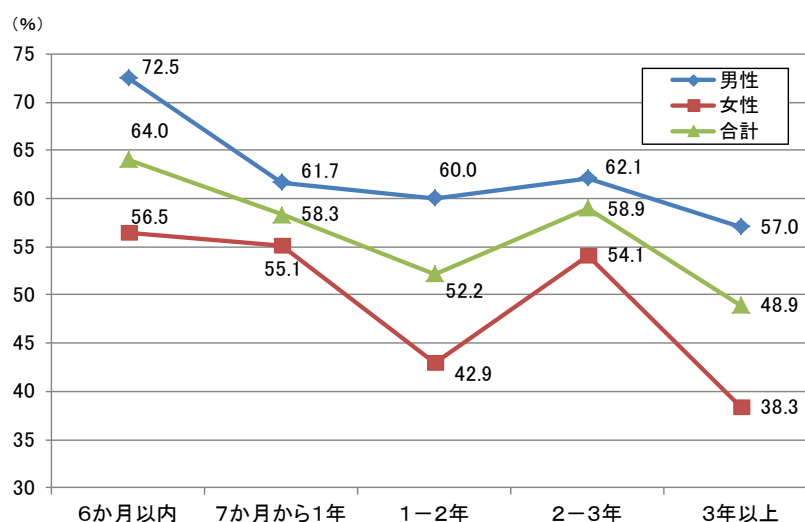
【図表3-2-5 役員を除く雇用者の年齢階級別にみた非正規の職員・従業員の割合】



(備考)

- 総務省「労働力調査(詳細集計)」(2017年)より作成。
- 男女、年齢階級別に見た「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合。
- 15～24歳の「在学中を除く」は在学中を除いた「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合。
- 「非正規の職員・従業員」は、勤め先での呼称によって区分された、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の6区分をまとめたもの。

【図表3-2-6 フリーター期間別の正社員比率(フリーター経験者のうち現在、正社員である者のフリーター期間別比率)】



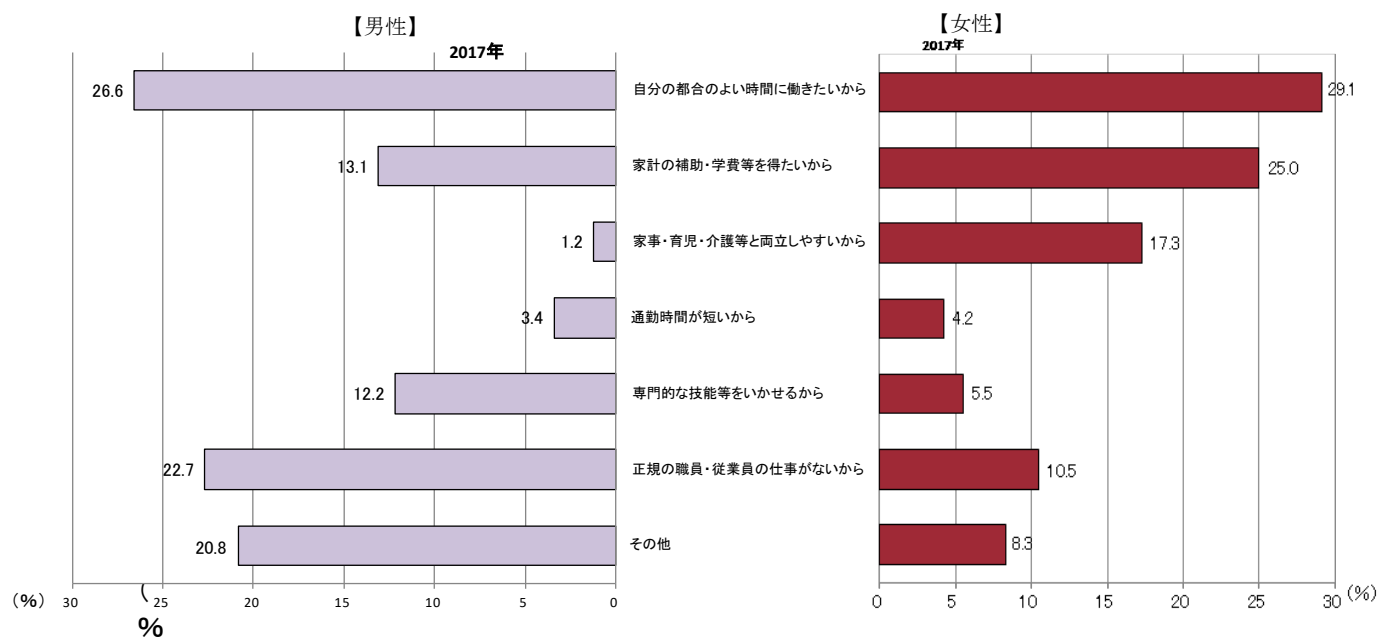
(備考)

独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の展開」―「第3回若者のワークスタイル調査」(2011年実施)より作成。

非正規の職員・従業員について、2017 年における現職の雇用形態についての主な理由は、男女とも

「自分の都合のよい時間に働きたいから」の回答割合が高くなっています。(図表 3-2-7)。

【図表3-2-7 非正規の職員・従業員が現職の雇用形態についての主な理由（男女別割合）】



(備考)

1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(2017 年)より作成。

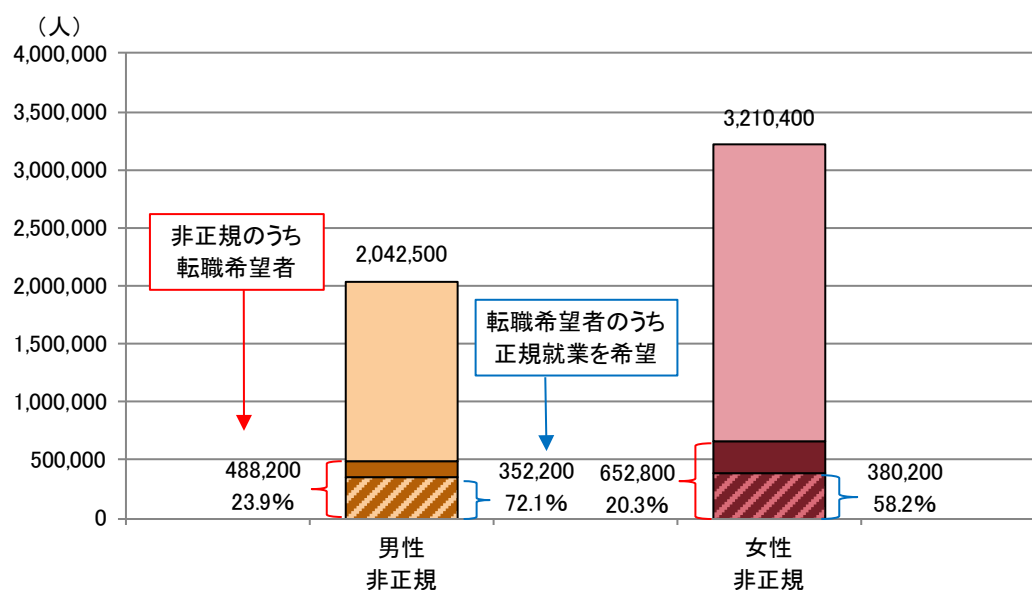
次に、転職希望者及び就業希望者がどのような就業形態を希望しているかを見ると、雇用者（15～34歳）で、「非正規就業者」のうち、男性の23.9%、女性の20.3%が転職希望者です。「非正規就業者」の転職希望者のうち正規就業を希望する人の割合は、男性は72.1%、女性は58.2%となっています（図表3-2-8）。

また、無業者（15～34歳）について見ると、男

性は21.5%、女性は30.6%が就業を希望しています。就業希望者のうち正規就業を希望する人の割合は、男性は52.5%、女性は30.1%となっています（図表3-2-9）。

これらのことから、女性の方が男性より、自ら正社員以外の働き方を選択している労働者が多いとみられます。

【図表3-2-8 正規就業への転職希望者数及び割合（非正規、15～34歳）】



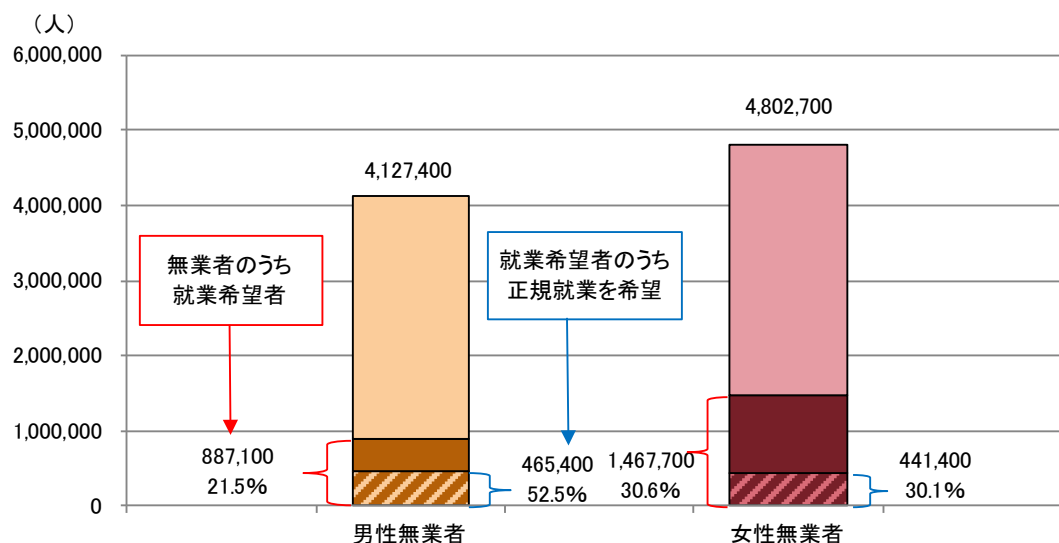
(備考)

1. 総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成。

2. 「非正規」とは、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計。

なお、雇用者の区分は勤め先での呼称による。

【図表3-2-9 正規就業への就業希望者数及び割合（無業者、15～34歳）】



(備考)

総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成。